

(注) 計算部分について、記号は正答すべき目標を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

【第3問】

問題 1

問 1

(単位：百万円)

① A なし	② A 150	③ A 180
④ A 197	⑤ A 290	⑥ A 113
⑦ A 215	⑧ A 763	

問 2

(1) 減損損失の測定は、将来キャッシュ・フローの見積りに大きく依存するが、将来キャッシュ・フローが約定されている金融資産とは異なり、成果の不確定な事業用資産の減損は、測定が主観的にならざるを得ないことから、減損の存在が相当程度に確実な場合に限り減損損失を認識すべきといえる。そのため、割引前将来キャッシュ・フローの金額を用いる。

(2) 企業は、固定資産に対する投資について、売却と使用のうちより多くのキャッシュ・フローの回収が見込まれる方法によって回収する。そのため、減損損失を測定する際には、売却による回収額である正味売却価額と使用による回収額である使用価値のいずれか高い方の金額である回収可能価額が用いられる。

**問題 2**

**問 1**

ソフトウェアの制作費については、その制作目的により、将来の収益との対応関係が異なるため、我が国の会計基準では制作目的別に会計処理を定める方法が採用されている。

**問 2**

(単位：千円)

① A	15,400	② A	9,450
③ A	12,600	④ A	5,200
⑤ A	4,000	⑥ A	6,000

**問 3**

(1) A                      900                      千円

(2) 本問のソフトウェアは、X1年度は20千円、X2年度は15千円であった販売価格が、X3年度に8千円となり、販売期間の経過に伴い著しく下落するが、これが反映されない見込販売数量に基づく減価償却の方法を用いたことが、X3年度に回収不能となった原因である。

【第4問】

問題 1

問 1

(1)

(科目)	A	前払年金費用	(金額)	A	100	百万円
------	---	--------	------	---	-----	-----

(2)

年金資産は退職給付の支払のためのみに使用されることが制度的に担保されていること等から、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に企業の貸借対照表に計上することには問題があり、かえって、財務諸表利用者に誤解を与えるおそれがあると考えられる。そのため、A社の年金資産 1,080百万円は、退職給付引当金の計上額の計算にあたって差し引くことから、そのまま計上されることはない。

問 2

退職給付見込額の期間帰属方法は費用配分の方法として捉えられており、直接観察できない労働サービスの費消態様に合理的な仮定を置かざるを得ないことを踏まえれば、労働サービスに係る費用配分の方法は一義的に決まらず、勤務期間を基礎とする費用配分の方法である期間定額基準についても、これを否定する根拠は乏しいと考えられる。そのため、期間定額基準を選択することが認められている。

問 3

前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定される場合には、「重要な影響」があると判断される。

## 問題 2

### 問 1

(1) A            450,000            円

(計算過程)

$2,400,000 \div \text{旧耐用年数} 8 \text{年} \times \text{経過年数} 2 \text{年} = \text{X} 3 \text{年度期首減価償却累計額} 600,000$   
変更後の新耐用年数 6 年 - 経過年数 2 年 = 変更後の残存耐用年数 4 年  
要償却額  $(2,400,000 - 600,000) \div 4 \text{年} = 450,000$

(2) ①の方法は、実質的に過去の期間への遡及適用と同様の効果をもたらす処理であり、新たな事実の発生に伴う会計上の見積りの変更に関する会計処理として適切ではないと考えられるため、現在の日本の会計基準で採用されていない。

### 問 2

減価償却方法は、所与の複数の会計処理の中から選択する会計方針に該当するが、その変更は、固定資産の経済的便益の消費パターンに関する見積りの変更を伴うことから、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に該当する。そのため、会計上の見積りの変更と同様に取扱い、遡及適用は行わない。

### 問題 3

#### 問 1

(1) 一般債権について、企業が新規業態に進出した場合など、過去の貸倒実績率を用いることができない場合には、同業他社の引当率や経営上用いている合理的な貸倒見積高を採用する方法で貸倒見積高を算定することが考えられる。

(2) キャッシュ・フロー見積法とは、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法である。

この方法は、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができ、担保処分ではなく債務者の収益を回収原資とする方針である場合に採用することができる。

(3) キャッシュ・フロー見積法の会計処理と固定資産の減損会計は、資産の収益性の低下に伴い投資額の回収が見込めなくなった場合に、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切り下げる会計処理であるという点で共通する。

#### 問 2

他企業の支配を目的として保有する子会社株式については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方にに基づき、取得原価による評価を行う。また、他企業への影響力の行使を目的として保有する関連会社株式についても、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であると考えられるため、取得原価による評価を行う。

問題 4

問 1

- (1) ①の考え方は、自己株式の取得と処分を一連の取引とみた場合に自己株式処分差損は株主資本からの分配の性格を有しており、当該分配が株主に対する会社財産の分配という点で利益配当と同様の性格を有すると考えられることを根拠とする。
- (2) 自己株式の処分が新株の発行と同様の経済的実態を有する点を考慮すると、自己株式処分差損は、払込資本の払戻しと同様の性格を有するものとして資本剰余金の額の減少として処理すべきと考えられるため、②の考え方が採用されている。

問 2

- (1) 当社が無償取得した自己株式は、自己株式の数のみの増加として処理する。
- (2) 自己株式の取得は、資本取引であり、株主に対する会社財産の払戻しとみて資本の控除とする考えが採用されていることから、自己株式を換金可能な資産と捉え時価で測定する方法は適切ではないため、(1)の処理方法が採用されている。

【第5問】

問題1

(単位：百万円)

ア	A	109	イ	A	6,284
ウ	B	△3,710	エ	B	22
オ	A	200	カ	A	18
キ	A	0	ク	C	108
ケ	A	15	コ	C	142
サ	C	17	シ	A	250
ス	B	7,550	セ	B	945
ソ	A	1,356	タ	B	4,936
チ	C	5,404	ツ	A	△648
テ	C	2,235			

問題2

問1

「非支配株主持分」は、返済義務のある負債ではないため、連結貸借対照表の純資産の部に表示する。また、「非支配株主持分」は、子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分であり、報告主体の所有者である親会社株主に帰属する部分である連結上の株主資本に該当しないため、株主資本以外の項目として表示される。

(150字)

**問 2**

連結処理の場合には、親会社と子会社の収益および費用を合算し、子会社の当期純利益のうち非支配株主の持分相当額を非支配株主に帰属する当期純利益に振り替える処理を経て、「親会社株主に帰属する当期純利益」が計算される。他方、持分法処理の場合には、親会社の当期純利益に、子会社の当期純利益のうち親会社の持分相当額を持分法による投資損益として反映する処理を経て、「親会社株主に帰属する当期純利益」が計算される。その結果、いずれの処理による場合においても、「親会社株主に帰属する当期純利益」は同じ金額になる。

(250字)

**問 3**

本問の吸収合併は、決算日後に行われており、親会社の当期の個別財務諸表には影響を及ぼさないが、連結子会社の個別財務諸表上の資産と負債、収益と費用が親会社とほぼ同規模であるため、翌期以降の親会社の個別財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられる。他方、本問の吸収合併は、共通支配下の取引であり、親会社の連結財務諸表には影響を及ぼさない。そのため、経営者は、会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する的確な判断に資する観点から、個別財務諸表には注記が必要だが連結財務諸表には不要と考えた。

(250字)